

公益社団法人都市住宅学会都市住宅研究センターにおける 公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

2018年5月28日

最高管理責任者決定

公益社団法人都市住宅学会都市住宅研究センター（以下「センター」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日付・文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）」に基づき、センターにおける公的研究費（以下「研究費」という。）の運営・管理を適正に行うための基本方針を以下のとおり定める。

- 1 不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、センター内外に公表する。
- 2 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
- 3 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。
- 4 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムと体制を構築し、研究費の適正な運営・管理を行う。
- 5 研究費の使用のルール等が適切に情報共有・共通理解される環境・体制を構築する。
- 6 研究費の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のある監査体制等を整備する。

以上